

# 京都府 府営住宅 特定目的優先入居 6月 募集案内書

## 1. 募集の概要

### ◆募集期間 申込方法

原則として、郵送により申込みを受付  
＜受付期間＞

6月2日（火）～6月12日（金）まで（消印有効）

※期間外の消印は無効となりますので、ご注意ください。

※郵送事故等による補償はできかねますので、可能な限り、書留等の追跡可能な手段で郵送してください。

＜送付先＞

〒602-8570（専用番号のため、住所の記載不要）

特定目的優先入居 募集区分	あて先		
高齢者世帯に申込みされる方	京都府	高齢者支援課	府営住宅担当者
母子・父子世帯に申込みされる方	京都府	家庭・青少年支援課	府営住宅担当者
障害者世帯に申込みされる方	京都府	障害者支援課	府営住宅担当者

※一般募集の送付先とは異なりますので、御注意ください。

### ◆募集团地

申込対象住宅一覧（6月募集）のとおり

※各世帯ごとに募集团地が分かれていますので、ご注意ください。

高齢者世帯用住宅 3ページ

母子・父子世帯用住宅 4ページ

障害者世帯用住宅 5ページ

### ◆必要書類

○府営住宅優先入居申込書（この案内書の後部に添付してあります。）

○所得を証明する書類（入居予定者全員のものが必要です。）

（収入のある方）令和7年分源泉徴収票、給与支払証明書（別添様式）、  
営業実績証明書（別添様式）、年金通知書（はがき） など

（収入のない方）非課税証明書、退職証明書、民生委員による状況確認報告書  
又は無職証明書、生活保護受給証明書、支援給付受給証明書、  
在学証明書 など

★詳しくは12～22ページをご覧ください。

また、案内書の後記の「京都府府営住宅特定目的優先入居6月募集に係る提出書類封入チェック表」を活用し、必要書類の漏れがないようにしてください。

### ◆入居予定の時期 令和8年8月下旬頃～

※ 入居資格の審査、府営住宅入居者選考委員会の審議を経て、8月中旬に入居予定者を決定し、申込者全員に選考結果を通知します。

【お問合せ先】この募集案内に関するお問合せは京都府健康福祉部の次の担当課まで

高齢者世帯	高齢者支援課 (075-414-4574)
母子・父子世帯	家庭・青少年支援課 (075-414-4589)
障害者世帯	障害者支援課 (075-414-4598)

※受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15（平日のみ）

※なお、別に下記世帯の優先入居の募集がございます。お問合せ・お申込みは次の担当まで

長期結核療養者世帯	地域福祉推進課 (075-414-4569)
原爆被害者世帯	健康対策課 (075-414-4736)
ハンセン病療養所入所者世帯	健康対策課 (075-414-4723)

## ◇令和 8 年度 府営住宅入居者 募集予定月◇

### 【一般募集】

令和 8 年 6 月	7 月	1 0 月	1 1 月	令和 9 年 2 月	3 月
---------------	-----	-------	-------	---------------	-----

### 【特定目的優先入居】

令和 8 年 6 月	募集なし	1 0 月	募集なし	令和 9 年 2 月	募集なし
---------------	------	-------	------	---------------	------

### ○特定目的優先入居の内容

一般募集とは別に、特定目的（高齢者世帯等）による優先入居枠として募集戸数を確保し、次ページ以降の各特定目的区分ごとに応募された方の中から選考します。

（応募は、優先入居募集枠のうち、いずれかの一つの区分にしかできません。）

- 優先入居対象者の方は、一般募集（特定目的による優先入居を除く。）と同時に優先入居募集に申し込めます。 ※別途配布の一般募集案内書により応募してください。
- 優先入居での募集戸数は限られているため、一般募集と併せて申込みをされることをお勧めします。 ※一般募集に当選した場合、特定目的募集は選考対象外となります。
- 特定目的募集住宅については空き家の状況に応じて提供しています。

### ○お問合せ先

一般募集案内に関するお問合せは以下にお願いします

京都市地域	京都府営住宅管理センター	TEL (075-354-1090)
乙訓・南丹地域	乙訓・南丹府営住宅管理センター	TEL (075-382-1091)
山城地域 (宇治市・八幡市・ 久御山町以南)	山城府営住宅管理センター	TEL (0774-39-5912)

## ◇府営住宅から暴力団員を排除します！◇

（申込みに際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

#### ○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

#### ○新規申込者

申込者または同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

#### ○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

#### ○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

高齢者世帯用

申込対象住宅一覧（6月募集）

※国際情勢の影響により、建築資材等の供給が不安定なため、当選後の鍵渡しが募集案内書に記載の時期から大幅に遅れる可能性があります。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

団地番号	団地名	建設年度	型別	予定階数	収入基準	家賃月額 (予定) (円)	間取り例	浴槽の 設置	単身入居 の可否	住戸面積 (㎡)	備考
1	西大久保	S48	3DK	2階	①	13,600 ~ 20,300	6/4.5/3 (板) /DK	有	可	41.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	13,600 ~ 26,700					
2	西大久保	S47	2DK	1階	①	14,400 ~ 21,400	4.5/4.5/DK	有	不可	37.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	14,400 ~ 28,300					
3	田辺	S45	3K	2階	①	10,800 ~ 16,200	6/6/3/K	有	不可	35.8	洗面所無 エレベータ有 スロープ有
					②	10,800 ~ 21,300					
4	田辺	S45	3K	1階	①	10,700 ~ 15,900	6/6/3/K	有	不可	35.8	洗面所無 エレベータ有 スロープ有
					②	10,700 ~ 21,000					
5	西大久保	S44	3DK	1階	①	14,000 ~ 20,900	7.5 (一部板) /4.5/4.5/DK	有	不可	47.3	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有
					②	14,000 ~ 27,500					
6	東佐山	S50	3DK	5階	①	15,800 ~ 23,500	6/6/3 (板) /DK	有	不可	51.2	特別賃貸府営住宅
					②	15,800 ~ 31,000					
7	西天王町	S61	3DK	1階	①	28,600 ~ 42,600	6/6/4.5 (板) /DK	有	不可	61.7	
					②	28,600 ~ 56,200					
8	岩倉長谷	S43	3DK	2階	①	19,400 ~ 39,200	6/6/4.5/DK	有	不可	46.8	特別賃貸府営住宅 スロープ有
					②						
9	岩倉長谷	S43	3DK	2階	①	19,400 ~ 39,200	6/6/4.5/DK	有	不可	46.8	特別賃貸府営住宅 スロープ有
					②						
10	小栗栖西	S45	3DK	山手 3階	①	16,000 ~ 23,800	6/6/3/DK	有	不可	36.4	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	16,000 ~ 29,900					
11	北後藤	S51	3DK	3階	①	24,400 ~ 36,300	6/4.5/3/DK	有	不可	54.0	有料月極駐車場有 水回り全面改善住戸
					②	24,400 ~ 47,800					
12	淀際目	S53	3DK	5階	①	23,800 ~ 35,500	6/4.5/4.5/DK	有	不可	54.6	エレベータ有
					②	23,800 ~ 46,800					
13	淀際目	S52	3DK	1階	①	23,800 ~ 35,400	6/4.5/4.5/DK	有	不可	54.6	エレベータ有 スロープ有
					②	23,800 ~ 46,700					
14	淀際目	S52	3DK	5階	①	23,800 ~ 35,400	6/4.5/4.5/DK	有	不可	54.6	エレベータ有 スロープ有
					②	23,800 ~ 46,700					
15	洛西竹の里	S53	3DK	1階	①	23,600 ~ 35,100	6/4.5/4.5/DK	有	不可	54.1	
					②	23,600 ~ 46,300					

注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。

(家賃額は概算(目安)ですので、入居時の家賃月額は入居案内でお知らせします。)

注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(19ページ参照)に該当する世帯です。

注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニールシート貼等の洋室のことです。

注4) 団地番号1の住宅については、「長期結核療養者世帯」、「原爆被害者世帯」又は「ハンセン病療養所入所者世帯」からの優先入居申込みがあった場合には、これらの世帯を優先的に推薦します。

(なお、これらの世帯の募集内容については、表紙下に記載の各担当課へお問い合わせください。)

注5) エレベータ設置後は、家賃月額及び共益費等が変更となる場合があります。

注6) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。

注7) 備考欄に「洗面所無」と表示してある住宅には「洗面所」がありません。この住宅に申し込みする場合は住宅困窮理由の生活設備不便(洗面所無)の対象になりません。(P13参照)

注8) 備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料駐車場があります。

空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。

注9) 「10小栗栖西」は、急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。

歩行に不安がある方は、必要に応じ現地を御確認ください。

**母子・父子世帯用**

**申込対象住宅一覧（6月募集）**

※国際情勢の影響により、建築資材等の供給が不安定なため、当選後の鍵渡しが募集案内書に記載の時期から大幅に遅れる可能性があります。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

団地番号	団地名	建設年度	型別	階	収入基準	家賃月額 (予定) (円)	間取り例	浴槽の設置	住戸面積 (㎡)	備考
16	西大久保	S48	3DK	5階	①	13,600 ~ 20,300	6/4.5/3(板)/DK	有	41.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	13,600 ~ 26,700				
17	小栗栖西	S45	3DK	山手 2階	①	16,900 ~ 31,500	6/4.5/4.5/DK	有	40.3	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有 スロープ有
					②					
18	北後藤	S51	3DK	5階	①	21,100 ~ 31,400	6/4.5/3(板)/DK	有	46.9	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	21,100 ~ 41,400				

- 注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。  
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。  
(家賃額は概算(目安)ですので、入居時の家賃月額は入居案内でお知らせします。)
- 注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(19ページ参照)に該当する世帯です。
- 注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニールシート貼等の洋室のことです。
- 注4) エレベータ設置後は、家賃月額及び共益費等が変更となる場合があります。
- 注5) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- 注6) 備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料駐車場があります。  
空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。
- 注7) 「17小栗栖西」は、急な坂道を上がったところに建っているため、予定階数欄に「山手」と記載しています。  
歩行に不安がある方は、必要に応じ現地を御確認ください。

**障害者世帯用**

**申込対象住宅一覧（6月募集）**

※国際情勢の影響により、建築資材等の供給が不安定なため、当選後の鍵渡しが募集案内書に記載の時期から大幅に遅れる可能性があります。

※府営住宅等では、家賃のほか、共益費等が必要となります。

団地番号	団地名	建設年度	型別	階	収入基準	家賃月額(予定)(円)	間取り例	浴槽の設置	単身入居の可否	住戸面積(m <sup>2</sup> )	備考
19	西大久保	S48	2DK	1階	①	16,400 ~ 24,400	7.5(一部板)/4.9(板)/DK	有	不可	42.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	16,400 ~ 32,200					
20	西大久保	S48	2DK	4階	①	14,400 ~ 21,500	6/4/DK	有	不可	37.0	有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②	14,400 ~ 28,300					
21	田辺	S45	3K	5階	①	10,500 ~ 15,700	6/6/3/K	有	可	35.8	洗面所無 エレベータ有 スロープ有
					②	10,500 ~ 20,700					
22	岩倉長谷	S43	3DK	1階	①	19,400 ~ 39,200	6/6/4.5/DK	有	不可	46.8	特別賃貸府営住宅 スロープ有
					②						
23	小栗栖西	S46	3DK	5階	①	19,400 ~ 35,600	7.5(一部板)/4.5/4.5/DK	有	不可	45.5	特別賃貸府営住宅 有料月極駐車場有 エレベータ有 スロープ有
					②						
24	北後藤	S52	3DK	1階	①	23,300 ~ 34,700	6/4.5/3/DK	有	不可	54.0	有料月極駐車場有 水回り全面改修住戸 スロープ有
					②	23,300 ~ 45,700					
25	淀際目	S52	3DK	2階	①	23,800 ~ 35,400	6/4.5/4.5/DK	有	不可	54.6	エレベータ有 スロープ有
					②	23,800 ~ 46,700					
26	穴川	H7	3LDK	1階	①	26,500 ~ 39,500	6/6/7(板)/LDK	有	不可	70.4	有料月極駐車場有 一部車いす仕様
					②	26,500 ~ 52,100					

- 注1) 家賃月額は、収入や住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。  
また、同じ団地で同じ収入でも入居する住宅によって変わることがあります。  
(家賃額は概算(目安)ですので、入居時の家賃月額は入居案内でお知らせします。)
- 注2) 収入基準の欄の②は、裁量階層(19ページ参照)に該当する世帯です。
- 注3) 間取り例にある(板)とは、床材がフローリングや塩化ビニールシート貼等の洋室のことです。
- 注4) エレベータ設置後は、家賃月額及び共益費等が変更となる場合があります。
- 注5) 募集住戸の階数(予定)は予定階数欄に記載してあります。整備工事の都合等により変更される場合があります。
- 注6) 備考欄に「有料月極駐車場有」と表示してある住宅には有料駐車場があります。  
空きがある場合は、入居決定後に別途申し込んでください。
- 注7) 備考欄に「洗面所無」と表示してある住宅には「洗面所」がありません。この住宅に申し込みする場合は住宅困窮理由の生活設備不便(洗面所無)の対象になりません。(P13参照)

# 主な府営住宅所在地・位置図

## ●京都市地域

建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
昭和43, 44	岩 倉	350	左京区岩倉上蔵町	京都バス岩倉実相院下車、3分
昭和43~45	岩 倉 長 谷	350	左京区岩倉長谷町	京都バス村松集会所下車、北東へ2分
平成元	田 中 関 田	59	左京区田中関田町	市バス出町柳駅前下車、東へ5分
昭和61	西 天 王 町	30	左京区岡崎西天王町	市バス熊野神社前下車、東南へ5分
昭和62	吉 田 近 衛	50	左京区吉田近衛町	市バス近衛通下車、1分
平成4	西 七 条	31	下京区西七条名倉町	市バス西大路花屋町下車、西へ3分
平成5	山 科 東 野	61	山科区東野南井ノ上町	地下鉄東野駅下車、東南へ12分
平成8	山 科 大 宅	121	山科区大宅打明町	地下鉄柳辻駅下車、東へ10分
平成22, 25	桃 山 日 向	180	伏見区桃山町日向	京阪バス山ノ下 下車、5分
昭和45~48	小 栗 栖 西	1,630	伏見区小栗栖中山田町	京阪バス小栗栖下車、8分
昭和50, 51	羽 束 師	225	伏見区羽束師古川町	市バス免許試験場前下車、東へ5分
昭和51, 52	北 後 藤	540	伏見区小栗栖北後藤町	地下鉄醍醐駅下車、10分
昭和52, 53	淀 際 目	200	伏見区淀際目町	京阪バス藤和田下車、5分
昭和56, 58	深 草 鍵 屋	70	伏見区深草北鍵屋町	京阪墨染駅下車、西へ5分
昭和59	墨 染	41	伏見区深草中ノ島町	京阪墨染駅下車、東へ5分
平成11, 13	深 草	96	伏見区深草池ノ内町	京阪藤森駅下車、南西へ7分
平成元, 2	久 世	36	南区久世築山町	市バス築山下車、7分
昭和63	嵯 峨 天 竜 寺	56	右京区嵯峨天龍寺北造路町	J R嵯峨嵐山駅下車、西へ10分
平成12	常 盤	50	右京区常盤窪町	京福北野線常盤駅下車、南へ3分
平成3	周 山	18	右京区京北周山町	J Rバス周山下車、10分

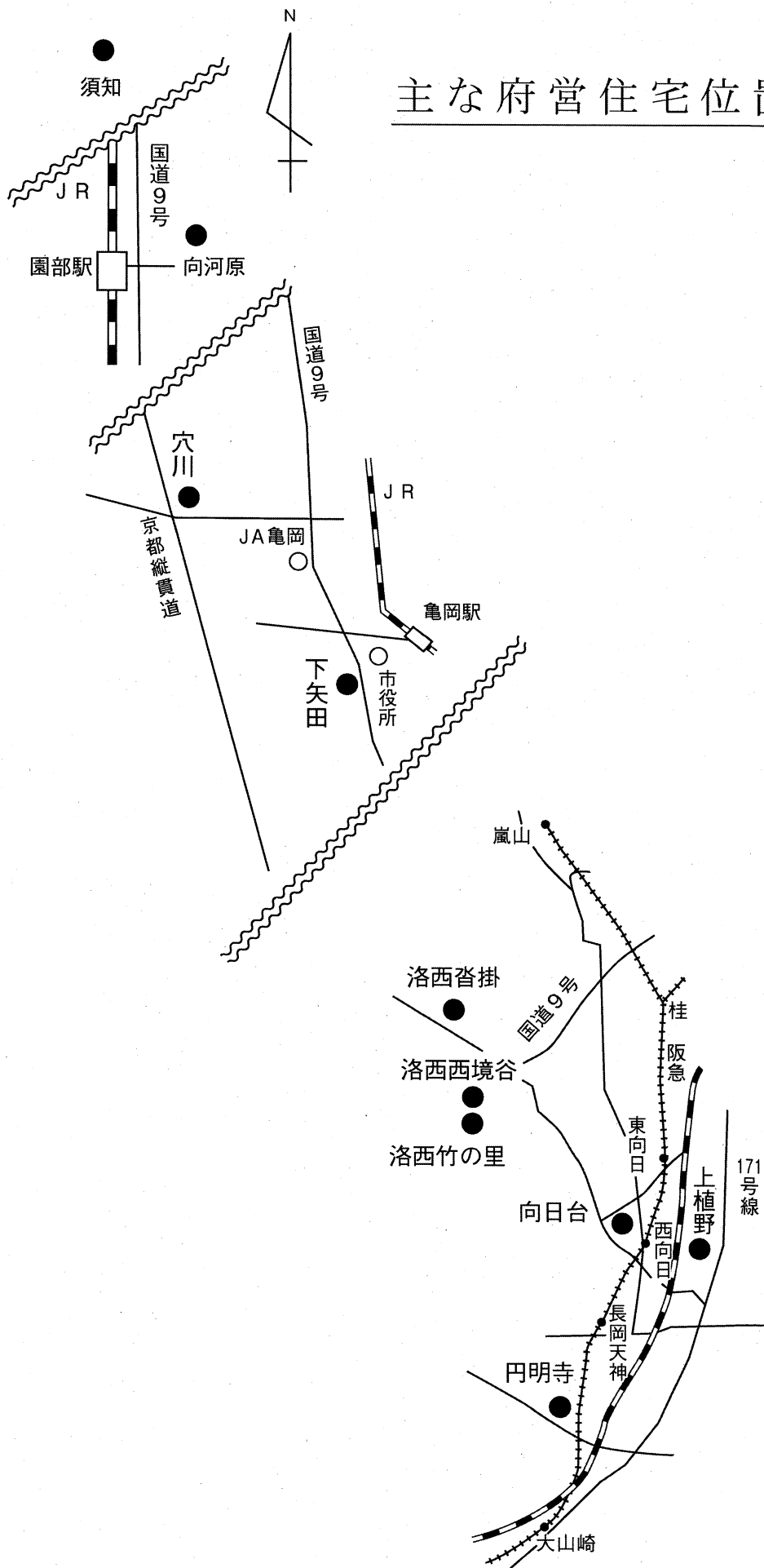


## ●乙訓・南丹地域

建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
昭和53	洛西西境谷	360	西京区大原野西境谷町	市バス西境谷町3丁目下車、1分
昭和53, 54	洛西竹の里	439	西京区大原野 <sup>東</sup> 竹の里町 <sub>西</sub>	同上
昭和57, 63	洛西沓掛	70	西京区大枝沓掛町	市バス・京阪京都交通バス国道沓掛下車、北西へ3分
昭和41, 42	向日台	495	向日市寺戸町・向日町	阪急東向日駅下車、南西へ20分 阪急バス向日台団地下車、1分
平成6, 7, 9	上植野	206	向日市上植野町	阪急西向日駅下車、20分 JR長岡京駅下車、25分
平成8	円明寺	48	乙訓郡大山崎町円明寺	阪急西山天王山駅下車、8分
平成5, 7	穴川	178	亀岡市吉川町	JR亀岡駅から京阪京都交通バス穴川下車3分・西口下車15分
平成5, 6	下矢田	33	亀岡市下矢田町	JR亀岡駅下車、南へ15分
平成15	向河原	69	南丹市園部町小山東町	JR園部駅下車、北東へ10分
昭和49	須知	10	船井郡京丹波町須知	JRバス新須知下車、3分

●乙訓・南丹地域

主な府営住宅位置図

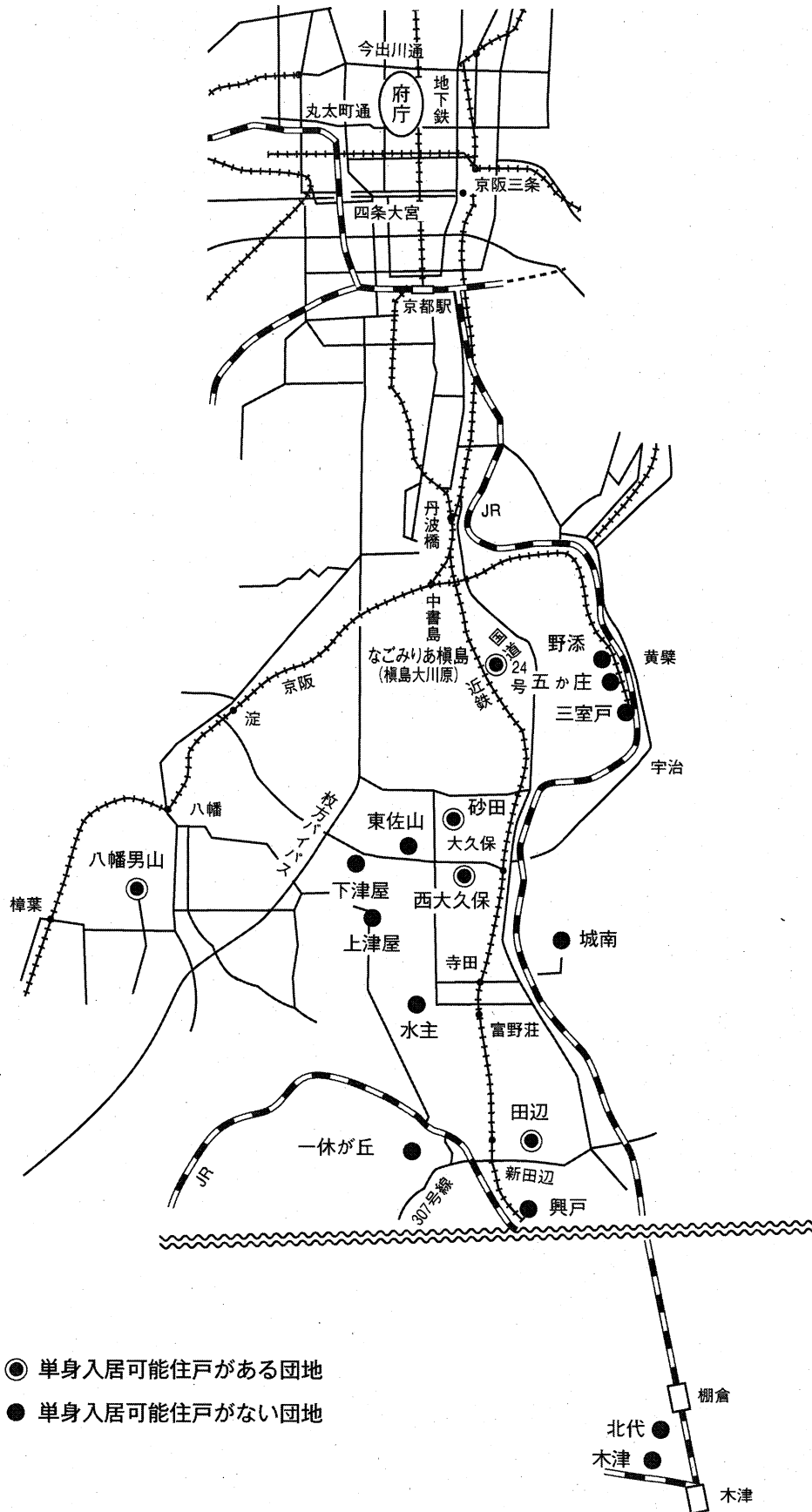


# 山城地域 主な府営住宅所在地・マップ

建設年度	団地名	団地戸数	所在地	交通機関
47~50, 平元	にし おお く ぼ 西 大 久 保	2,070	宇治市大久保町平盛・且椋	近鉄大久保駅下車、西へ15分
60~62	み びろ と 三 室 戸	160	宇治市菟道谷下り	京阪三室戸駅下車、東へ3分
平24	なごみりあ <sup>まさしま おおしほ</sup> なごみりあ横島(横島大川原)	150	宇治市横島町大川原	近鉄向島駅から京都京阪バス 横島コミセン下車、西へ4分
平10	すな だ 砂 田	100	宇治市伊勢田町砂田	近鉄小倉駅下車、西へ20分
58	こ か しょう 五 か 庄	32	宇治市五ヶ庄福角	京阪三室戸駅下車、北へ10分
60	の ぞえ 野 添	24	宇治市五ヶ庄野添	京阪黄檗駅下車、西へ9分 J R黄檗駅下車、西へ12分
54, 55	みず し 水 主	245	城陽市水主北ノ口	近鉄富野荘駅下車、西へ20分
41, 42	じょう なん 城 南	95	城陽市寺田宮ノ谷・深谷・ 林ノ口	近鉄寺田駅下車、東へ25分 J R城陽駅下車、東へ8分
49	や わた おとこ やま 八 幡 男 山	93	八幡市男山雄徳	京阪樟葉駅から京阪バス 男山車庫下車、西へ3分
平12	こう づ や 上 津 屋	18	八幡市上津屋里垣内	京阪石清水八幡宮駅から京阪バス 上津屋流れ橋下車、3分
43~45, 58, 63	た なべ 田 辺	1,130	京田辺市河原神谷・室垣外・ 東久保田	近鉄新田辺駅下車、東へ15分 奈良交通バス府営田辺団地下車
平10	いっ きゅう おか 一 休 が 丘	30	京田辺市薪長尾谷	J R京田辺駅下車、西へ20分
平6	こう と 興 戸	21	京田辺市草内山科	近鉄興戸駅下車、2分
平6	きた だい 北 代	50	木津川市山城町椿井北代	J R奈良線棚倉駅下車、南へ15分
平3	き づ 木 津	39	木津川市相楽川ノ尻・ 木津下川原	J R西木津駅下車、北へ3分
52, 54	しも っ や 下 津 屋	246	久世郡久御山町下津屋川原	京阪バス下津屋口下車、3分
50, 51	ひがし さ やま 東 佐 山	215	久世郡久御山町佐山粉池・ 林宮ノ後	近鉄大久保駅から京阪バス 久御山団地口下車、北へ1分

※府営住宅所在地の洪水浸水想定区域については、各自治体のホームページ等の水害ハザードマップで  
ご確認ください。  
浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲と水深を示したものです。

# 山城地域 主な府営住宅マップ



## 2. 申 込 資 格

※特に指定のない場合は入居申込日現在の条件・状態が申込資格の判断基準になります。  
※年齢は誕生日の前日の午前0時に加算されます。

1 次のいずれかの世帯に該当すること。

### 高齢者世帯

生計上主たる収入を得る者が60歳以上であり、かつ、同居させようとする親族の全てが次の各号の一に該当する者の世帯

- ①配偶者
- ②18歳未満の児童
- ③重度又は中度の身体障害者若しくは知的障害等（下表）の障害を有する者
- ④おおむね60歳以上の者

### 母子世帯

夫（事実婚を含む。）と死別、離婚をした女子及び未婚の母であって現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないもの等配偶者のない女子が、20歳未満の児童のみと同居している世帯

### 父子世帯

妻（事実婚を含む。）と死別、離婚をした男子であって現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないもの等配偶者のない男子が、20歳未満の児童のみと同居している世帯

### 障害者世帯

入居者若しくは、同居し又は同居しようとする親族が次の各号の一に該当する者の世帯

戦傷病者	恩給法別表第1号表の3の第1款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
戦傷病者以外の身体障害者	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害があり、かつ身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者
知的障害者	知的障害の程度が児童相談所長、知的障害者更生相談所長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度の知的障害と判定された者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年厚生省令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級の障害があり、かつ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

2 申込者に現在同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある配偶者又は婚約者を含む。以下同居親族という。）があること。

- 入居の際には申込者及び同居親族全員が同時に入居できること。
- 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
- 同居親族が婚約者である場合は、令和8年8月4日（必着）までに婚姻届を提出する者に限ります。婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。（母子世帯及び父子世帯の申込者は、婚約を前提とする申込みはできません。）
- 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。（特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。）
- 事実婚の配偶者については、住民票などにより確認できること。（続柄が未届の夫又は妻）

3 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの住宅困窮理由が必要です。

※原則として公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人を含む申込はできません。

○住宅狭小

・所帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。

○高家賃

- ・家賃には共益費や駐車場代、保険代等は含まれません。
- ・生活保護受給中の方は、自己負担額（住宅扶助費との差額）がなければ申込できません。
- ・確定申告で地代家賃経費として自宅の家賃全額を認められている場合は申込できません。

○結婚

・期限（14 ページ参照）までに婚姻届を提出される方、あるいは婚姻届を提出後1年以内の方で、住宅に困窮されている場合。

○立退き要求

・家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きは申込できません。

○生活設備不便

・専用の台所、洗面所、便所及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている場合。  
故障・老朽化及び生活環境による理由では申込できません。

4 現に京都府内に住所又は勤務場所があること。

5 入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること。 ※詳しくは16～19ページの収入基準をご覧ください。

6 単身で申し込む方は、前記1～5のほか、次のいずれかの条件に当てはまる必要があります。（母子世帯及び父子世帯の申込者を除く。）

条 件	添 付 書 類
①高齢者（60歳以上）	世帯全員の住民票（推薦決定後）
②身体障害者（障害の程度＝1級～4級）	身体障害者手帳（写し）
③知的障害者（障害の程度＝A～B1）	療育手帳（写し）
④精神障害者（障害の程度＝1級～3級）	精神障害者保健福祉手帳（写し）
⑤加害者に対し保護命令が出されている等のDV被害者	保護命令決定書写し等
⑥戦傷病者（障害の程度＝特別項症～第6項症、又は第1款症）	戦傷病者手帳（写し）
⑦原子爆弾被爆者	医療特別手当証書（写し）又は特別手当証書（写し）
⑧生活保護を受けている者	生活保護受給証明書
⑨支援給付受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による受給者）	支援給付受給証明書
⑩海外からの引揚者（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は自立支度金支給決定通知書（写し）
⑪ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していたことを証明する療養所長の証明書
⑫結核の長期療養者	地域福祉推進課 075 (414) 4569 までお問い合わせください。

- ※ 単身で申込ができる住宅は、3ページから5ページまでの申込対象住宅一覧の中で「単身入居の可否」欄に「可」と表示してある住宅に限ります。
- ※ 現在の同居親族と別居して単身での入居申込は、原則としてできません。
- ※ 単身で申込む方は、自活状況申立書（この案内書に添付のもの）を提出してください。

- 7 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。  
 ※入居者資格については、関係機関に照会します。

### 3. 申込みについての注意

- 1 優先入居は、高齢者世帯用、母子・父子世帯用、障害者世帯用のいずれか一つの区分にしか申込できませんが、この優先入居と一般募集との同時申込は可能です。
- 2 次のような場合は申込をされても失格となります。
  - ① 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
  - ② 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
  - ③ 当選後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他府が指定した必要な書類を提出されないとき。
- 3 自家所有者の申込について
  - 自家所有者は、原則として申し込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申し込むことができます。
    - ① 所有権移転登記後の登記簿謄本、又は（競売）売却決定通知……（令和8年8月4日（必着）までに提出されないと失格になります。）

[令和8年7月7日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合 ⇒ 令和8年8月下旬頃以降入居]  
 [令和8年8月4日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合 ⇒ 令和8年9月下旬頃以降入居]
- 4 婚約者との申込について
  - 婚姻届提出の翌月の入居になります。ただし、令和8年8月4日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。

[令和8年7月7日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和8年8月下旬頃以降入居]  
 [令和8年8月4日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和8年9月下旬頃以降入居]
- 5 離婚協議中の申込について
  - 夫婦を分離しての申込は原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は申込むことができます。ただし、離婚の意思があるDV被害者を除き、令和8年8月4日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。

[令和8年7月7日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和8年8月下旬頃以降入居]  
 [令和8年8月4日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和8年9月下旬頃以降入居]

※DV被害者とは

- ① 裁判所に対して保護命令の申立てを行った者で、当該保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない者
- ② 配偶者からの暴力を理由に一時保護所又は母子生活支援施設等に入所している者（退所した日から5年を経過していない者を含む。）
- ③ 現に配偶者からの暴力を理由に避難している者で、配偶者暴力対応機関等に相談している者

※ 府営住宅の空家は、建設以来相当の年数を経過した既存住宅を活用しているものがあり、生活に支障のないよう各部の破損や動作不良について整備の上、募集しているところです。

汚損部分の美装についても対応しているところですが、すべてが新しくなるものではありませんので、ご理解・ご了承の上、応募をお願いします。

# 収入基準

- 1 **年間総収入金額による基準早見表(1)で見える場合**  
 申込み家族の中で給与所得者が1人で控除対象者がいない場合  
 (控除対象者とは18ページに掲載している人をいいます。)  
**【年間総収入金額による基準早見表(1)】(総収入額)**

(単位:円)

種別	収入基準	同居親族及び扶養親族(申込者を除く)						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
府営住宅	①	0	0	0	0	0	0	0
		¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	5,895,999
裁量階層	②	0	0	0	0	0	0	0
		¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	6,720,000
特別賃貸府営住宅	③	0	0	0	0	0	0	0
		¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		5,371,999	5,847,999	6,323,999	6,773,334	7,195,556	7,617,778	8,040,000

(注)裁量階層(19ページ参照)に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

- 2 **年間総所得金額による基準早見表(2)で見える場合**  
 前記1以外の場合であって例えば  
 ①申込家族の中に給与所得者が2人以上いる場合  
 ②事業所得者の場合  
 ③申込家族の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合  
 ④申込家族の中に控除対象者がいる場合  
**【年間総所得金額による基準早見表(2)】(総所得額)**

(単位:円)

種別	収入基準	同居親族及び扶養親族(申込者を除く)						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
府営住宅	①	0	0	0	0	0	0	0
		¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	4,176,000
裁量階層	②	0	0	0	0	0	0	0
		¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	4,848,000
特別賃貸府営住宅	③	0	0	0	0	0	0	0
		¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
		3,756,000	4,136,000	4,516,000	4,896,000	5,276,000	5,656,000	6,036,000

(注)裁量階層(19ページ参照)に該当する世帯については、府営住宅の収入基準欄②の収入基準となります。

3「年間総所得金額」の求め方

**給与所得の方(アルバイト・パートを含む)**

○次表により「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。  
(2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。)

**【年間総所得金額算出のしかた】**

年間総収入金額	年間総所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額－65万円
1,900,000円以上～3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－110万円

※端数整理の方法(年間総収入金額が1,900,000円以上6,600,000円未満の場合のみ)  
年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

(例)2,859,999円の場合  
 $2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$   
 $714 \times 4,000 = 2,856,000$ 円

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法  

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込みの前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込みの前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$

**事業所得の方**

○年間総収入金額から必要経費を控除した額  
 ○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法  

$$\frac{\text{開業した翌月から申込みの前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込みの前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月} = \text{推定年間総所得金額}$$

**年金収入(所得)のある方**

○次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金総所得金額」を算出します。  
(2人以上の場合はそれぞれ算出した者を合算してください。)

**【年間年金総所得金額算出のしかた】**

受給者の年齢	年間年金総収入金額(A)	年間総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	0
	60万円を超え130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上1000万円未満の場合	(A)×0.95－145万5千円
65歳以上の者	110万円以下	0
	110万円を超え330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上1000万円未満の場合	(A)×0.95－145万5千円

(注) 公営住宅所得計算の特例により、給与及び年金に係る所得額から、それぞれ10万円(それぞれ10万円未満の場合はその額)を控除します。

4 申込家族の中に前記3にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が年間総所得金額となります。

5 生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

6 控除対象者がいる場合は前記3により算出した額からそれぞれ下表に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種類	要件	控除額
同一生計配偶者で70歳以上の者 老人扶養親族	70歳以上の人	1人につき 10万円
扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき 25万円
障害者 (特別障害者を除く) (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ニ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき 27万円
特別障害者 (右の要件のいずれかに該当すること)	イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ニ 心神喪失の常状にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ホ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき 40万円
寡婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外	その者に所得がある場合 27万円
	イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	[その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額]
ひとり親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次のイ～ロの全てに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外	その者に所得がある場合 35万円
	イ 総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	[その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額]

7 裁量階層(府営住宅申込み収入基準が緩和される世帯)は、次に掲げる世帯です。

次のいずれかに該当する世帯については、年総収入金額又は年間総所得金額(16ページ)による[基準早見表(1)、(2)]が府営住宅の収入基準欄②の金額となります(入居できる収入の上限が引き上げられます。)

世帯区分	要件	必要書類
障 害 者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合(障害の程度が1級から4級まで)	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合(障害の程度が1級又は2級)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	イ 申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合	世帯全員の住民票
	ロ 申込者が60歳以上の者(単身者)	
戦 傷 病 者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合(障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること)	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
引 揚 者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書(自立支度金)の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満でかつ婚姻後1年未満の者がある場合(夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。)	婚姻届受理証明書
小学生以下の子どもがいる世帯	入居時点において、同居者に小学校6年生以下(入居後最初の4月1日時点で満13歳未満)の者がある場合	世帯全員の住民票
多 子 世 帯	今回の受付期間初日において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

(注)裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総収入金額又は年間総所得金額(16ページ)による基準早見表(1)(2)が府営住宅の収入基準欄①の金額となります。その場合は家賃月額が増加することがあります。

## 4. 申込方法（必要書類）

### 1 申込時に必要な書類

申 込 書 類	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	障害者世帯
府営住宅優先入居申込書（第1号様式）	○	○	○	○
所得を証明する書類 ※1	○	○	○	○
自活状況申立書（単身者のみ） （第2号様式） ※2	単身者のみ	/	/	単身者のみ
障害者手帳（身体・療育・精神） 戦傷病者手帳の写し	該当者のみ	/	/	○
結婚・挙式を証明する書類 ※3	該当者のみ	/	/	該当者のみ
立退き等を証明する書類 ※4	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
生活状況申立書（第2号-2様式） ※5	/	○	○	/
申込書（入居者）及び同居親族の状況申立書	○	○	○	○

#### ※1 収入（所得）を証明する書類について

- 申込時に収入（所得）がある方全員（義務教育修了以上）については、次表（21ページ）の区分により必要書類を提出してください。  
ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

- 年金収入のある方は直近の年金通知書（はがき）等の写しを提出してください。  
企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書（写し）も提出してください。
- 申込時に収入（所得）のない方全員（義務教育修了以上）については、次の①に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。  
また、学生の方は次の②の証明書類をあわせて提出してください。

##### ①無職無収入証明書（以下のうちひとつ）

最新年度の（非）課税証明書（原本、収入額がないことがわかるもの）、退職証明書（退職後3ヶ月以内のもの）、雇用保険受給資格者証（受給中のみ）、離職票（離職後3ヶ月以内のもの）、生活保護受給証明書（原本、直近のもの）、支援給付受給証明書（原本、直近のもの）、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書（原本、直近のもの）等

##### ②在学証明

- ・申込者・同居予定者高校に在学中の方は**学生証の写し**（在学証明書の写しも可）
- ・短大・大学・各種学校に在学中の方は**在学証明書（原本）**

##### ○生活保護（支援給付）を受けている方

生活保護（支援給付）を受けている方は、直近の生活保護（支援給付）受給証明書（原本）を申込時に提出してください。

また、住宅困窮理由（13ページ参照）のわかるものの写しを提出してください。

##### ○その他府が必要とする書類

#### ※2 自活状況申立書（第2号様式）

- 高齢者世帯、障害者世帯で単身入居の方は提出してください。

※3 婚約者と申込みされる方

- 婚姻届提出の翌月の入居になります。

令和8年7月7日(必着)までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和8年8月下旬頃以降入居  
 令和8年8月4日(必着)までに婚姻届受理証明書を提出された場合 ⇒ 令和8年9月下旬頃以降入居

※4 立退き等を証明する書類

- 立退きができるもの(家主からの立退き宣告書等)を提出してください。

※5 生活状況申立書(第2号-2様式)

- 母子世帯及び父子世帯の方は提出してください。

給与所得の方(アルバイト・パートを含む)

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	●令和7年分源泉徴収票(写し) (印字されたものは証明印省略可)	勤務先 (証明印押印のものに限る)
令和7年中に1ヶ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書 (この案内書に添付のもの)	
令和7年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書 (この案内書に添付のもの)	勤務先 (証明印押印のものに限る)
就職してから1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書 (この案内書に添付のもの)	勤務先 (証明印押印のものに限る)

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額 - 賞与 × 12か月 + 賞与 = 推定年間総収入金額  
 勤務した翌月から申込月の前月までの月数

事業所得の方

現在の事業	所得の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前から引き続き営業している方	令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	●営業実績証明書(この案内書に添付のもの)により「総収入 - 必要経費 = 所得」を月別に記入	本人による証明
令和7年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書(この案内書に添付のもの)により「総収入 - 必要経費 = 所得」を月別に記入	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時までに1年に満たない方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書(この案内書に添付のもの)により「総収入 - 必要経費 = 所得」を月別に記入	本人による証明

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額 - 必要経費 × 12か月 = 推定年間総所得金額  
 開業した翌月から申込月の前月までの月数

- 推薦決定者は、令和7年度分の確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)を提出してください。(申込時に提出された方は必要ありません。)

## 2 推薦決定後に必要な書類

申 込 書 類	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	障害者世帯
住民票（入居予定者全員分） ※ 1	○	○	○	○
令和 8 年度 課税証明書 ※ 2	○	○	○	○
所有権移転登記後の登記簿謄本、 売却決定通知 ※ 3	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ
離婚届受理証明書 ※ 4	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ

### ※ 1 住民票（発行後 3 か月以内）

- 府営住宅入居者選考委員会への推薦が決定された方のみ、世帯全員（婚約者を含む。）の住民票を提出してください。
- 住民票は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載があるもの（外国人住民の場合は、「在留機関等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」を明記したもの）が必要です。
- 同居世帯で世帯分離や結婚等で申し込む場合でも、入居予定者を含む世帯全員の住民票を提出してください。

### ※ 2 令和 8 年度 課税証明書

- 府営住宅入居者選考委員会への推薦が決定された方は、令和 8 年度課税証明書（令和 7 年の所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）を提出していただきます。

### ※ 3 所有権移転登記後の登記簿謄本、売却決定通知

- 自家所有の方は、上記書類を令和 8 年 8 月 4 日（必着）までに提出してください。

### ※ 4 離婚届受理証明書

- 離婚協議中の申込の方は、上記書類を令和 8 年 8 月 4 日（必着）までに提出してください。

### ※ 5 その他

- 必要に応じて、戸籍謄本や家賃額の方かる書類等を提出いただくことがあります。